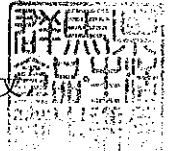


(一社)群馬県食品衛生協会 会長
群馬県麺類生活衛生同業組合理事長
群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長
群馬県中華料理生活衛生同業組合理事長
群馬県社交飲食業生活衛生同業組合理事長
群馬県飲食業生活衛生同業組合理事長
群馬県鮪商生活衛生同業組合理事長
(公財)群馬県生活衛生営業指導センター 理事長

様

群馬県健康福祉部
食品・生活衛生課長

中村 広文



調理師法第5条の2に基づく調理師就業届出について(依頼)

日頃から、食品衛生行政につきましては、御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、標記の調理師就業届出は隔年で行われておりますが、今年度は届出の年にあたり下記のとおり実施することとなりました。

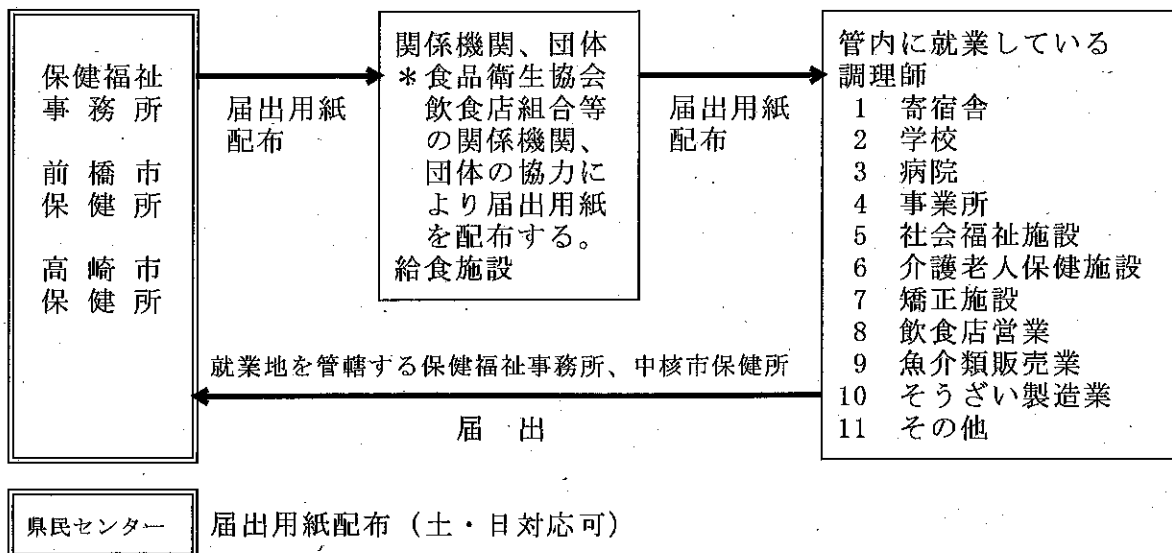
つきましては、調理師就業届出が円滑かつ適正に実施されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、届出用紙は各保健福祉事務所、前橋市保健所、高崎市保健所、群馬県調理師会連合会及び県民センターにおいて配布しますので御承知おきください。

記

調理師就業届出に関する事務を別添実施要領により実施する。

- 1 各保健福祉事務所、前橋市保健所及び高崎市保健所が届出に関する受理事務を行う。



担当：食品衛生係 原田
電話：027-226-2442